

雇用調整助成金における口蹄疫発生農家等の利用手続きに係る特例

支給要件

口蹄疫発生農家等が移動制限解除後に雇用調整助成金を利用する場合、原則として、最近1か月の売上高、生産量等(以下「生産指標」といいます。)が、その直前の1か月又は前年同期と比較して5%以上減少している雇用保険適用事業所であることを要件としています。

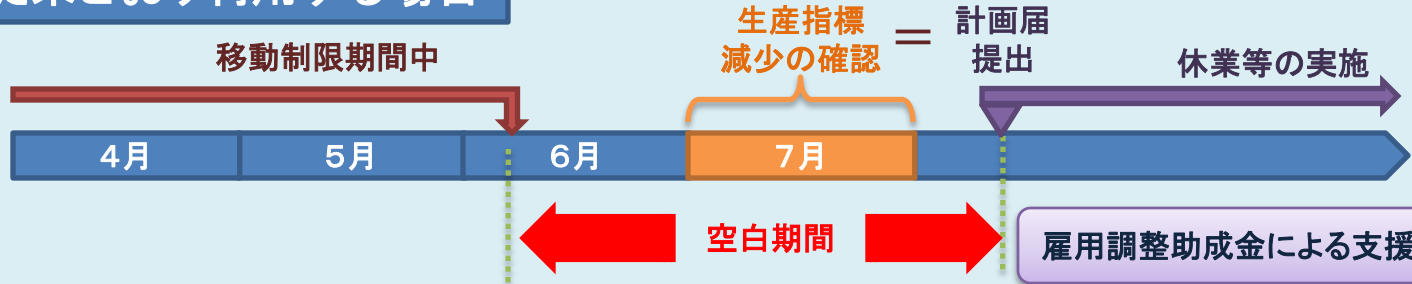
必要な手続き

休業等の実施に先立って、具体的な休業日や人数などを記した「計画届」の提出が必要です。この際、上記の支給要件を満たしていることを確認するため、実際に生産指標が5%以上減少していることを示す「申出書」も必要となります。 ※この他にも必要な添付資料がありますので、詳細はお近くの労働局等へお尋ねください。

今回の特例

移動制限解除後の口蹄疫発生農家等の場合、「計画届」提出の際に必要な「申出書」について、移動制限解除後の1か月間の生産計画等により5%以上減少する見込みであることを確認した上で計画届を受理し、休業等実施後の支給申請時に、改めて実際の生産指標を確認することとします。

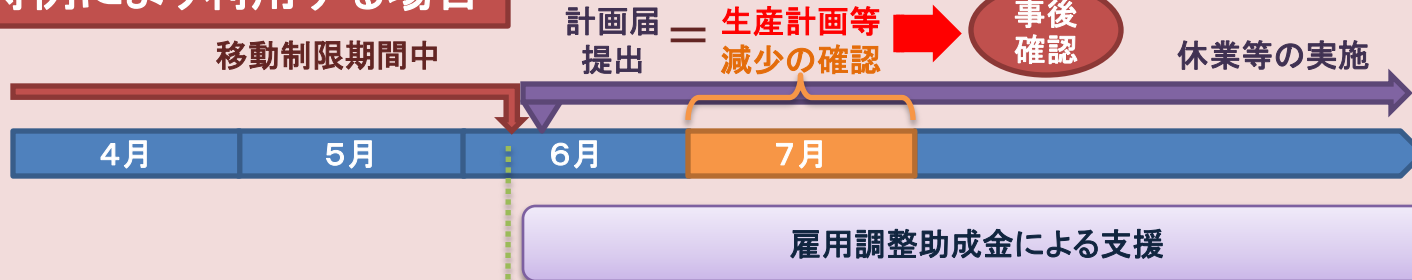
従来どおり利用する場合



問題点

移動制限解除後、1か月以上雇用調整助成金の利用ができない

特例により利用する場合



改善点

移動制限解除後、直ちに雇用調整助成金の利用が可能

※ 今回の特例は、移動制限解除日の翌日から6か月が経過する日までの取扱いとなります。詳細は都道府県労働局へお問い合わせください。